

問Ⅴ－８－①（法人会計の黒字）

公益認定申請のため、別表G（収支予算の事業別区分経理の内訳表）を作成しているのですが、法人会計が黒字になるような予算は認められないのでしょうか。

答

- 1 法人会計の財源を確保した結果、法人会計が黒字になることがあります。そのことのみをもって、直ちに公益法人認定法との関係で問題が生ずるものではありません。例えば、将来において管理部門の設備投資が予定されている場合など管理部門強化のための財源が必要となるような場合には、合理的な計画の下に、必要な範囲で法人会計を黒字とすることはあり得ます。
- 2 他方で、公益法人は、公益目的事業の実施に当たり無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大すること、また、公益目的事業や収益事業等及び管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込みがない多額の財産を蓄積しないことが求められています。このため、例えば、上記1のような合理的な理由もないにもかかわらず、法人会計に多額の黒字が恒常的に発生するような状態は、適切ではないと考えられます。
- 3 こうした考えの下、審査の段階では、法人に対し、必要に応じ、寄附者等の定めた法人会計への配分割合、賛助会費又は会費（経費）に係る規程に定める法人会計への配分割合やそのように定めた法人の考え方など事実関係等の確認をさせていただくことがありますので、御留意ください。また、事後の監督において、法人会計に多額の黒字が恒常的に計上されている場合その他必要と認められる場合には、法人会計の黒字について、その合理的理由や公益目的事業への影響等を確認させていただくことがあるほか、必要に応じ見直しを求める場合もあります。

（注）公益認定申請のための別表G（収支予算の事業別区分経理の内訳表）は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分しなければなりません（ガイドラインⅠ－18.（2）参照）。このうち法人会計の区分は、管理業務やその他の法人全般に係る事項を処理するものです。法人会計は損益を獲得することを目的とするものではなく、基本的には収支均衡を図るべきものといえます。

法人会計の財源としては、寄附（公益財団法人の賛助会費を含む）、公益社団法人の会費（経費）のほか、基本財産や特定資産の運用益などが考えられます。これ

らの財源は、一般に管理業務だけでなく公益目的事業にも充てられますので、寄附や会費（経費）については、寄附者や会費規程によって、両事業への配分割合が定められます（公益社団法人の会費（経費）については、使途が定められていない場合には会費（経費）の半分を公益目的事業に使用することとされています。）。

また、基本財産や特定資産の運用益については、法人が、その元本たる基本財産や特定資産の一部を、合理的な範囲内において管理業務に充てるために保有する金融資産（2号財産）として整理することで、運用益を法人会計の財源として確保することができます。